

関宿総合公園清掃業務仕様書

1 基本方針

- (1) 計画的な作業を実施し、清掃効果を充分発揮させるように心掛けること。
- (2) 各床材の特性を検討し、最適の清掃資材を使用すること。

2 業務内容

(1) 日常清掃

- ① 日常清掃は休業日を除く毎日、当施設に支障のないよう実施すること。特に建物利用者の迷惑とならぬよう混雑時を極力避けて行うこと。
※休業日・・・毎週月曜日（その日が祝日に当たるときは、その翌日（その日が休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い祝日でない日））及び年末年始。
- ② 体育館の出入口、玄関、エントランスホール、下足入れスペース、コミュニティーサロン、廊下、階段、観覧席、ランニングコース、ウッドデッキ等
ア 床面は、ダストモップ、真空掃除機等を使用しゴミ、塵、埃が散乱しないようにすること。また、必要に応じ、水拭き又は適性洗剤を用いて汚れを除去するものとする。
イ カーペット部分については、真空掃除機で念入りに塵埃を除去すること。
ウ 玄関、出入口のドア及び手の届く範囲のガラスは、常に窓拭き又は洗剤拭きを行い、金属部分は、光沢を失わないようにすること。
エ マット類は、真空掃除機を使用し、汚れがひどい時は、洗剤を用いて洗浄すること。
オ エントランスホール、コミュニティーサロン等の備品類の整理整頓に努めること。
カ 屑入れの内容物を処理すること。
キ 各床材に合った清掃を行うこと。
ク 常に来場者に不快感を与えないように清潔にしておくこと。
- ③ 給湯室、トイレ、シャワールーム等
ア 床面は、乾いたモップで水分を拭き取ること。
イ 洗面台、鏡、化粧台、湯沸器、便器等は、適切な方法で洗い拭きし、常に清潔で良好な状態を保持すること。
ウ 茶がら、紙くずなどの搬出処理は、随時適切に行うこと。
エ ドア、間仕切りは、水拭きし、清潔にしておくこと。
オ 衛生用消耗品は、使用に支障をきたさぬよう補給すること。
カ 金属部分は、光沢を保つようにすること。
キ 屑入れの内容物を処理すること。
ク 常に来場者に不快感を与えないように清潔にしておくこと。
- ④ 体育館の事務室、会議室、メインアリーナ、サブアリーナ、トレーニングルーム、幼児室、放送室、控室、更衣室、授乳室等
ア 室内は、清掃用具を用いて適宜清掃すること。（床フロアのヒールマーク等は、随時除去すること。）
イ 窓枠、吊木等は、埃を払い水拭きすること。

- ウ 机上、椅子、電話機等は、汚れに応じて水拭き又は空拭きすること。
- エ カーペット部分は、真空掃除機で塵埃を除去すること。
- オ 屑入れの内容物を処理すること。
- カ 各部室に応じて清掃し、特に汚れがある場合には、適性洗剤を用いて清潔にしておくこと。
- ⑤ フットサル場、グラウンド・ゴルフ場、ゲートボールコート、プレイロット、夕日ヶ池園路、駐車場等
 - ア 利用時間以外の時間に掃き、拭き掃除を行うこと。植え込みの中についてもゴミ拾いを行うこと。
 - イ 屋外トイレは常に来場者に不快感を与えないように清潔にしておくこと。
- ⑥ 園内敷地
 - ア 必要に応じ、植え込みの簡易除草及び散水をする事。
 - イ 掲揚台の三旗の掲揚及び降納。
 - ウ 喫煙所の灰皿の内容物を処理すること。

(2) 定期清掃

- ① 定期清掃は当施設に支障のないよう実施すること。
- ② 床清掃（トイレ・コミュニティーサロン等を含む） 月1回
容易に移動可能なものは、移動し、塵埃を取り除いてからフロアクリーナー（洗剤）を使用して床面を洗浄し、汚水は、ドライワイパー又は空拭きにより完全に取り去り、（特にヒールマーク等）通路等は、ワックスがけを行うこと。また、体育室メインアリーナ、サブアリーナの床フロア清掃は、乾式モップ等による除塵清掃とする。トイレは、モップ等を用いて、清掃すること。
- ③ 窓ガラス清掃 年2回
ガラス用洗剤等で汚れを取り除き、乾布にて拭き仕上げを行うこと。
- ④ 照明設備清掃 年1回
照明器具は、洗浄して水拭きし、さらに空拭きすること。
- ⑤ ブラインド清掃 年1回
各ブラインドを取り外し、洗剤等で汚れを取り除き、さらに水洗いをして乾燥後に取り付けること。
- ⑥ 会議室カーペット清掃 年1回
真空掃除機で塵埃を除去後、洗浄機器を用い洗浄し、完全に乾燥させること。
- ⑦ 換気扇口清掃 年1回
塵埃を除去した後、洗剤等で汚れを取り除くこと。

(3) 衛生管理

新型コロナウイルス感染症については、終息の見通しが立たない状況にあることから、感染症拡大防止のために必要な情報収集に努め、野田市と協議し適切な対応を行うこと。対応に当たっては、国、千葉県及び野田市が示すガイドラインや予防・防止対策を遵守又はこれに準じて行い、万全を期すこと。

3 その他

- (1) 作業の実施にあたっては、衛生及び火気取り扱いに特に留意すること。

- (2) 電気、水道の使用については、極力節約に努めるとともに清掃用具は、所定の場所に整理しておくこと。
- (3) 作業日誌は、毎日作成保管し、求めに応じて野田市に提出すること。

関宿総合公園廃棄物、資源物の収集運搬業務仕様書

1 業務内容

ごみ袋を購入し、関宿総合公園で発生した一般廃棄物、資源物を関係法令に従って適正に処理すること。

2 一般廃棄物・資源物の種類及び収集回数

- (1) 可燃ごみ・・・月2回以上
- (2) 不燃ごみ・・・月1回以上
- (3) カン、ビン、ダンボール、ペットボトル・・・月1回以上

3 関係法令の厳守

業務の実施にあたり廃棄物の処理及び清掃に関する法律、労働基準法、道路運送法、野田市廃棄物の処理及び再利用に関する条例及びこれらの関係法令を厳守しなければならない。

関宿総合公園産業廃棄物収集運搬処理業務仕様書

1 業務内容

ごみ袋を購入し、関宿総合公園で発生した産業廃棄物を関係法令に従って収集・運搬・処理すること。

2 産業廃棄物の種類と収集回数

廃プラスチック類・・・月2回以上

3 関係法令の厳守

業務の実施にあたり廃棄物の処理及び清掃に関する法律、労働基準法、道路運送法、野田市廃棄物の処理及び再利用に関する条例及びこれらの関係法令を厳守しなければならない。

4 その他

- (1) 業務の実施にあたり産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写しを野田市に提出すること。
- (2) ごみ袋はビニール袋（ゴミ箱のサイズ45リットル）を使用すること。

関宿総合公園体育館機械警備業務仕様書

1 業務目的

体育館内の財産の保護に任じ、業務の円滑なる運営に寄与することを目的とする。

2 業務内容

- (1) 火災、盗難及び破壊行為の拡大を防止すること。
- (2) 事故確知時に関係先へ通知及び連絡を行うこと。
- (3) 警備実施事項について報告すること。

3 警備方法

機械警備

4 警備基準時間

- (1) 開館日： 21時から翌8時30分までとする。
- (2) 休館日： 8時30分から翌8時30分までとする。

5 警備実施時間

前記警備基準時間内において、体育館が無人の状態となり体育館からの警報装置警戒開始の信号を受けたときに警備を開始し、体育館からの警報装置警戒解除の信号を受けたときに、警備を終了する。

但し、基準時間以外に警報装置警戒の状態にあるときは、警備実施時間とする。

6 警備仕様

(1) 警報装置

- ① 体育館で発生した異常事態をガードセンターへ自動的に通報できるものであること。
- ② 警備に必要な適合機器の配置及び種類、数量は警備に十分な物を備えること。

(2) ガードセンター

警報受信装置を常時監視するとともに、機動隊との連絡を保持できるものであること。

(3) 機動隊

ガードセンターと連絡を保持し、体育館の異常事態に備えるものであること。

7 異常事態発生における処置

- (1) 警報受信装置により、体育館に異常事態が発生したことを確知したときは、機動隊を速やかに急行せしめ異常事態を確認するとともに事態の拡大防止にあたらせること。
- (2) 体育館に到着した機動隊は、異常事態を確認後ガードセンターへその状況を連絡し、必要に応じて関係先へ通報すること。

8 事故

事故発生の際は速やかに電話もしくは口頭で野田市に報告するとともに後刻書面をもって報告すること。

9 鍵の預託

警備実施に必要な鍵は、厳重に取扱い保管すること。

10 警報装置の保守点検

体育館に設置された警報装置の機能については、適宜保守点検を行うこと。

関宿総合公園体育館消防設備保守点検業務仕様書

1 業務内容 下記設備の保守点検

設備の名称	点検する機器の名称	数 量	年間点検回数
消火器	小型	30本	2回
	大型	5台	2回
屋内消火栓設備	加圧送水装置	1組	2回
	制御盤	1面	2回
	消火栓	12台	2回
	呼水装置	1基	2回
	放水試験	1式	2回
自動火災報知設備	受信機	1台	2回
	差動式スポット型感知器	91個	2回
	定温式スポット型感知器	15個	2回
	煙感知器 (機能)	18個	2回
	煙感知器 (光電式分離型)	7台	2回
	発信機	12個	2回
	表示灯	12個	2回
	消火栓始動装置	1台	2回
	常用電源	1式	2回
	予備電源	1式	2回
	非常放送設備	増幅器	1台
スピーカー		60個	2回
常用電源		1式	2回
予備電源		1式	2回
誘導灯	誘導等点検	35灯	2回
	配線点検	1式	2回
自家発電設備	自家発電機点検	1式	2回
点検報告書作成		1式	2回

関宿総合公園体育館昇降機保守点検業務仕様書

1 品名形式

三菱電機 ELEPAQ-i (インバーター制御式エレベーター)

乗用・15人乗・1,000kg・45m/min・2停止

- ・地震時管制運転装置
- ・停電時自動着床装置
- ・火災時管制運転装置
- ・オートアナウンス装置

2 業務内容

- (1) 遠隔点検、診断 1回/月
- (2) 遠隔閉じ込め救出 (かご内にカメラを設置) 1回/月
- (3) 専門技術者による点検、調整、故障対応、検査 1回/月
- (4) 法定検査 1回/年
- (5) かご内、乗場扉及び三方枠の定期清掃 2回/年

3 点検作業報告書

点検作業報告書は、作業終了後、作成保管し、求めに応じて野田市に提出すること。

関宿総合公園体育館冷温水発生機保守点検業務仕様書

1 点検概要

関宿総合公園体育館に設置してある吸収冷温水機（スーパーアロエース）の冷暖房切替作業及び保守点検業務を行う。

2 点検内容

保守点検作業の内容は「吸収冷温水機」「冷却塔」「循環ポンプ」「薬剤注入装置」とし、次の点検項目について保守点検を行うこと。

吸収冷温水機						
点検項目	点検保守及び内容	冷房		暖房		備考
		前	中	前	中	
1 設置状況	(1) 固定金具、アンカーの確認	○		○		
	(2) 機器の水平確認	○		○		
2 本体外観	(1) パネルの破損、変形確認	○		○		
3 本体関係	(1) 部品脱落、固定の確認	○		○		
	(2) 異常音、振動の有無確認	○		○		
	(3) 本体内部発錆、断熱材劣化等の確認	○		○		
	(4) パラジウムセルの確認	○		○		
	(5) 溶栓樹脂量の確認	○		○		
	(6) センサー部のオイル確認	○		○		
	(7) 真空排気確認（排気量、排気ガス質点検）	○		○		
	(8) 真空バルブの点検（ステム、弁体）	○		○		
	(9) 溶液分析用の稀溶液採取	○				
	(10) 機内熱交換器の水漏れ確認	○		○		磨入のみ
4 冷温水、冷却水関係	(1) 水漏れの確認（冷温水系、給水系）	○		○		
	(2) 水漏れの確認（冷却水系）	○				
	(3) 冷温水循環水量の確認	○		○		
	(4) 冷却水循環水量の確認	○				
	(5) エアー抜き弁の作動確認	○		○		
	(6) 圧力、温度計の確認	○		○		
	(7) 流量スイッチの動作確認	○		○		
	(8) 冷却水コイルのスケール汚れ診断（LTD）	○				
	(9) 冷却水コイルの清掃及び塗装作業			○		Mタイのみ
5 電気関係	(1) 部品脱落、欠品の確認	○		○		
	(2) 電源確認（相、電圧）	○		○		
	(3) 遠隔操作盤による運転確認	○		○		
	(4) 電磁接触器設定の確認（過電流継電器、設定確認）	○		○		

	(5) ブロック及び基板類の取り付け及び作動確認	○		○		
	(6) センサー類の取り付け及び動作確認	○		○		
	(7) 運転、回数の確認	○		○		装備機
	(8) 感震スイッチの作動確認	○		○		装備機
	(9) 端子の緩み、コネクターの接続、損傷確認	○		○		
	(10) 本体絶縁抵抗の測定、確認	○		○		
6 補機関係	(1) 溶液循環ポンプの電流、絶縁抵抗値測定、確認	○		○		
	(2) 溶液循環ポンプの異音、振動の確認	○		○		
	(3) 送風機の電流、絶縁抵抗値測定、確認	○		○		
	(4) 送風機の異音、振動の確認	○		○		
	(5) 制御弁の作動確認	○		○		
7 各部温度	(1) 冷温水出入口温度	○		○		
	(2) 冷却水出入口温度	○				
	(3) 蒸発機温度	○		○		
	(4) 高温再生器温度	○		○		
	(5) 凝縮器温度	○				
	(6) 排ガス温度	○		○		
8 燃焼関係 (ガス焚)	(1) ガス漏れ点検	○		○		
	(2) 燃焼制御データの確認	○		○		Mのみ
	(3) 燃焼制御動作の確認	○		○		
	(4) ガス電磁弁、圧力調整ガバナの作動確認	○		○		
	(5) ガス圧力点検、調整	○		○		
	(6) エアークントロール装置の動作、位置点検、調整	○		○		
	(7) 風圧点検、調整	○		○		
	(8) フレーム電流、ウルトラビジョン電流値測定	○		○		装備機
	(9) 排ガス分析 (酸素濃度、一酸化炭素濃度)	○		○		
	(10) 燃焼状態確認 (点火、火移り、振動、異音、消火)	○		○		
	(11) コネクター類の接続確認	○		○		
	(12) 風圧スイッチの動作確認	○		○		
	(13) 給気ダクトの接続状態確認	○		○		
	(14) 煙室の固定、排気筒の接続、排ガスの漏れ確認	○		○		
冷却塔						
1 設置状況	(1) 固定金具、アンカーの確認	○		○		
2 冷却塔 水槽関係	(1) 水槽、ストレーナ、消音マットの汚れ清掃点検	○		○		
	(2) 充填剤、ルーバの確認	○		○		
	(3) ボールタップの動作確認	○				
	(4) 散水状況確認	○		○		
	(5) 水位確認スイッチの清掃、作動確認	○		○		装備機
	(6) 排水電磁弁の清掃、作動及び水抜き確認	○		○		装備機
	(7) 給水圧力スイッチの清掃、作動及び水抜き確認	○		○		装備機

	(8) 冷却水系水抜き清水循環			○		
3 冷却塔ファン関係	(1) ファンの回転方向、異音、振動確認	○				
	(2) ファンの固定、羽根軸の状態確認(変形、クラック)	○		○		
	(3) ファンブラケットの固定、状態確認(変形、クラック)	○		○		
	(4) ファンベルトの調整	○		○		ベルトタイプ
	(5) ファンベアリング部の給油、確認	○				給油タイプ
	(6) ファンモーターの電流、絶縁抵抗値測定、確認	○				
	(7) ファンモーターの異音、振動、発錆確認	○		○		
	(8) 冷却水温度センサーの取付状況、作動温度確認	○				装備機のみ
4 水質管理	(1) ブローダウン量の確認	○				
	(2) 導電率測定による濃縮倍数診断					
	(3) 水処理パッキ剤の点検	○				
	(4) 薬注装置剤の追加	○				
	(5) 冷却水補給水の採取					
	(6) 冷却水循環水の採取					
循環ポンプ						
1 電動機	(1) 損傷及び漏洩の有無	○		○		
	(2) 運転状況の回転方向、異音、振動、発錆の確認	○		○		
	(3) 電源電圧、運転電流の点検	○		○		
	(4) グランドパッキンの調整確認	○		○		使用機のみ
	(5) 絶縁抵抗測定	○		○		
薬注装置						
1 本体補機	(1) センサの洗浄	○		○		
	(2) センサの校正	○		○		
	(3) センサ交換(校正不能の場合)	○		○		
2 薬注ポンプ	(1) 送液確認	○		○		
	(2) 運転状況の回転方向、異音、振動、発錆の確認	○		○		
	(3) ホース接続口液漏れ	○		○		
	(4) 消耗品の交換(オーバーホール)	○		○		
3 タンク	(1) 液の補充	○		○		
	(2) 液漏れ	○		○		

3 点検作業報告書

点検作業報告書は、作業終了後、作成保管し、求めに応じて野田市に提出すること。

関宿総合公園体育館空調制御機器保守点検業務仕様書

1 保守点検概要

体育館に設置されている空調自動制御システム（以下、本システムという。）は、ローカル側設備機器の運転停止、状態、故障監視、計測、計量システムを中央監視装置により常時管理している。

本作業は、本システムの正常な機能を維持し、常に良好な運転を確保するとともに不慮の事故を未然に防ぐため、保守点検業務を定期的に行う。

2 保守点検作業

点検を行う範囲は次に示すとおり。（詳細は別紙8-1「1 保守点検範囲」のとおり。）

- (1) 中央監視システム
- (2) ローカル制御システム

3 保守点検の詳細

(1) 保守点検詳細作業内容は、別紙8-1「2 中央監視装置 (savic-netEV model10) 点検項目」から「4 ローカル系統自動制御機器点検項目」のとおり各機器の点検調整を行うものとする。

(2) 保守点検は下記のとおり実施する。

- ① 総合点検年2回分割点検実施
- ② 中央監視システム年1回実施
- ③ ローカル制御システム（別紙8-1「1 保守点検範囲」の系統のみ）年2回実施

4 条件、注意

- (1) 本作業では、各所の点検、清掃、調整、給油、ボルト類の増締並びに消耗部品、小部品の交換を行う。
- (2) 取り替え部品は、メーカー標準部品を使用すること。
- (3) 保守点検日は、体育館に支障のないようにすること。
- (4) 点検で異常が発見された場合は、速やかに対処すること。

5 点検作業報告書

点検作業報告書は、作業終了後、作成保管し、求めに応じて野田市に提出すること。

1 保守点検範囲

(1) 中央監視システム

① 総合ビルディングオートメーション

- savic-netEV model10 簡易機能点検及びデータファイルバックアップ管理

MCU	中央処理装置	1式
LCD	液晶カラーディスプレイ	1式
ANN	アナンシェータ	1面
INT	インターホン	1台
PRT	インクジェットプリンタ	1台
UPS (S)	MCU保護電源ユニット	1台

② 交流無停電電源装置

- UPS簡易点検

UPS	交流無停電電源装置 1.0kVA	1台
-----	------------------	----

③ リモートユニット

- データファイルバックアップ管理及び基本機能点検

IDC	空調機用コントローラ	4台
IDGP	端末伝送装置	3台
SCM	サブコントローラマスタ	1台

④ 管理点

- 実測による点検及び誤差補正

AI	計測点	16点
TOT	積算点	24点

(2) ローカル制御システム

機器単体点検及び制御動作点検

・熱源廻り制御	1set
・冷却塔制御	1set
・冷温水発生機廻り制御	1set
・空調機制御	1set
・ダンパー制御	2set

2 中央監視装置 (savic-netEV model10) 点検項目

(1) 中央監視装置及び主制御装置 (MCU) の点検

- ① システム機能の確認 (メニューバー/グラフ/リスト)
- ② 切替操作による表示、各種状態/計測値表示等)
- ③ 管理点名称、ポイントグラフ表示名称等確認
- ④ FDD (フロッピーディスク装置) ヘッドクリーニング
- ⑤ 冷却ファン状態確認
- ⑥ 端子増し締め

savic-netEV
ネットワークBAシステム model 10
savic-netEV model10



- ⑦ コネクタ接続確認
- ⑧ S I - N E Tモジュールの接続確認
- ⑨ アナンシェータ動作確認
- ⑩ 時刻調整
- ⑪ F D D、H D D（ハードディスク装置）の機能確認
- ⑫ 点検後の動作確認
- ⑬ 定期的メモリバッテリー交換
- (2) カード型設備統合コントローラ（U I C）の点検
 - ① 点検前の動作確認（メモリバックアップバッテリー確認）
 - ② データファイル保存
 - ③ メモリバックアップの確認
 - ④ 点検後の動作確認及び中央監視装置よりU I C通信状態の確認
- (3) プリンタ（P R T）の点検
 - ① 外観状態確認
 - ② ノズルチェックパターンによる確認及びヘッドクリーニング
- (4) 交流無停電電源装置（U P S）の簡易点検
 - ① 外観状態確認
 - ② バッテリ電圧確認
- (5) 運用状況による設定変更調整
 - ① プログラム（タイムスケジュール・イベントプログラム等）の設定変更
 - ② 運用変更、管理変更等による名称等変更が生じた場合、必要に応じサマリグラフ、ポイントリストの変更を実施

3 管理点及びリモートユニット点検項目

(1) 管理点点検

① 温度・湿度計測ポイント

アースマン通風式乾湿計（又は計測器）にて、温度、湿度検出器を計測し、中央監視盤の表示と誤差チェックを行う。誤差が生じている場合はチェッカー（温・湿度対応擬似抵抗出力値）にて表示を確認する。

これによってリモートユニット本体入力の校正又は、検出器本体の良否を判断する。配管用の場合は、脱着可能なものは取付け配管より外し、水槽に取付け水槽温度と検出温度の誤差を判断する。

② 電圧・電流・電力量・力率計測ポイント

電力盤(キュービクル盤)のメーター表示にて、信号変換器の出力校正を行い、中央側の表示を確認する。積算値の場合も、各メーターカウンター値と校正を行う。

③ その他の計測ポイント

各機器よりの信号（電流、電圧、抵抗値等）の値を発信する側の機器にて、動作を確認の上、変換器の出力を確認し校正を行う。

④ 電圧・電流・電力量・力率・水量積算ポイント

電力盤(キュービクル盤)のメーター表示にて、信号変換器の出力校正を行い、中央側の表示を確認する。積算値の場合も、各メーターカウンター値と校正を行う。

(2) リモートユニット点検

I D C 空調機用コントローラ
I D G P 端末伝送装置
S C M サブコントローラマスタ

- ① 電源電圧の確認
- ② LEDによる受信送信の確認
- ③ 各カードの清掃
- ④ ユニット組み付け、端子ビス増締め、コネクタ類の接続 確認
- ⑤ データ設定器接続操作による各データ表示の確認
- ⑥ ビル管理システム savic-netEV とデータ交換
- ⑦ ソフトウェアをワークカードに保存 (データセーブ)
- ⑧ エラーログの確認及びイニシャル

4 ローカル系統自動制御機器点検項目

(1) 電気式、電子式機器

《室内形温/湿度調節器》

- ① 取り付け状態の確認点検
- ② 柔らかい、刷毛等で清掃
- ③ 端子の増す締め及び内部機械的可動部の点検整備 (設定部の可動状況の確認)
- ④ ポテンシオメータの点検、調整
ポテンシオメータの巻き線状態の確認及び清掃
ワイパーの接触状態の確認
- ⑤ 実測設定値の誤差点検
調節器の設置点の温・湿度を実測し、実測値と設定値を比較して、出力信号の確認
- ⑥ 調節器、操作部の組み合わせにて、総合作動の試験 (調節器と制御弁及びダンパー等の開度点検調整)

《電子式検出器》

流量計・積算熱量計
室内形温/湿度センサ
挿入形温/湿度センサ
差圧/圧力発信器

- ① 取り付け状態の確認点検
- ② 柔らかい、刷毛等で清掃
- ③ 端子の増す締め
- ④ 抵抗値測定による誤差点検
- ⑤ 検出信号 (4~20mADC, 1~5VDC, 0~100mVDC等) 測定による点検確認
- ⑥ 供給電源電圧の確認
- ⑦ 実測値 (温度, 湿度) と検出値との誤差点検

差圧/圧力発信器



煤煙濃度計



挿入形温/湿度センサ



《電子式調節器》

圧力調節器・液面水位計

【DDCコントローラ類】



I D C
I - D G P
S C M

液面水位計



デジタル式指示調節計

DDCコントローラ

- ① 取り付け状態の確認点検
- ② 端子の増す締め
- ③ 供給電圧の確認
- ④ 模擬入力による指示点検
- ⑤ 模擬入力によるゼロ、スパン校正
- ⑥ 電気回路（アンプ部品及びリレー部品）の点検及び出力確認
- ⑦ 検出部、調節器部、操作部組み合わせによる総合作動試験

《電気、電子操作部及び制御弁》

アクティバルモーター

モジュトロールモーター

小形電動弁

弁リンケージ

制御弁本体

① 取り付け状態の確認点検

② ウェス等で清掃

③ 端子及び取り付け部の清掃

④ バランシングリレーの点検、ポテンシオメータの摩耗の点検整備及び清掃

⑤ 供給電圧の確認

⑥ モーターの回転角度の点検

⑦ ストローク及びリリンケージスプリング状態の点検

⑧ バルブの動作、閉止時の漏れ、グラント部の漏れ、配管との接触部の漏れ及びバルブボンネットの損傷、錆の有無の点検

⑨ リンケージの損傷の有無及び取り付け状態の点検

⑩ 操作器と調節器の連動確認及び総合作動試験

ダンパモーター



電動二方弁



モジュトロールモーター
弁リンケージ
制御弁本体

小形電動弁



(2) 計装盤

《自動制御盤》

① 刷毛などで盤内外を清掃し、機器の取り付け状態の点検

② 取り付け機器の1次、2次側の電圧確認

③ 端子、ネジ部のゆるみの有無を点検し、増す締め

④ 取り付け機器の作動点検

補助機器

補助リレー・遠隔設定器

補助スイッチ・切換スイッチ

トランス・補助ポテンシオメータ

変換器

① 取り付け状態の確認点検

- ② ウェス等で清掃
- ③ 供給電圧の確認
- ④ 接点、ポテンシオメータの摩耗の点検整備及び清掃
- ⑤ インターロック等連動確認
- ⑥ 基準抵抗値測定
- ⑦ 検出部、調節部、操作部組み合わせによる総合作動試験

関宿総合公園体育館音響設備保守点検業務仕様書

1 一般事項

体育館アリーナの音響設備が正常に稼動するよう、計画的に適切な点検調整を行うこと。

- | | |
|---------------|---------------------|
| (1) コントロールワゴン | 破損等の確認及び清掃 |
| ① オーディオミキサー | 入力機器の出力音量の可変の確認 |
| ② カセットデッキ | テープの再生、早送り、巻き戻し動作確認 |
| ③ CDプレーヤー | プログラム演奏動作確認 |
| ④ MDデッキ | 録音、再生動作確認 |
| (2) 機器収納架 | 破損等の確認及び清掃 |
| ① パワーアンプ | 音声出力の可変の確認 |
| ② 出力スイッチ盤 | スピーカー出力の「入」「切」の動作確認 |
| ③ ワイヤレスチューナ | ワイヤレスマイクの音声受信の確認 |
| (3) 周辺機器卓 | 破損等の確認及び清掃 |
| ① ミキサー | 入力機器の出力音量の可変の確認 |
| ② カセットデッキ | テープの再生、早送り、巻き戻し動作確認 |
| ③ CDプレーヤー | プログラム演奏動作確認 |
| ④ MDデッキ | 録音、再生動作確認 |
| (4) マイク | 破損等の確認 |
| ① ワイヤレスマイク | 正常に使用できることの確認 |
| ② ワイヤードマイク | 正常に使用できることの確認 |
| (5) スピーカー | 破損等の確認 |
| | 音声が発動することの確認 |

2 点検回数

定期点検 年1回

3 点検作業報告書

点検作業報告書は、作業終了後、作成保管し、求めに応じて野田市に提出すること。

関宿総合公園体育館 I T V 設備保守点検業務仕様書

1 一般事項

体育館 I T V 設備が常に正常に稼動するよう、計画的に適切な点検調整を行うこと。

【 I T V 設備】

- | | |
|--------------|---|
| (1) I T V 架 | 破損等の確認及び清掃 |
| (2) 液晶モニター | 映像が鮮明であるか点検、調整 |
| (3) HDDレコーダー | 録画、再生機能が正常であるか点検、調整
映像の切替え機能が正常であるか点検、調整 |
| (4) コントローラー | 回転、ズーム機能が正常であるか点検、調整 |
| (5) 固定カメラ | 破損等の確認及び清掃
映像の確認 |
| (6) 回転式カメラ | 破損等の確認及び清掃
映像確認及び回転、ズーム機能が正常であるか点検、調整 |

2 点検回数

定期点検 年1回

3 点検作業報告書

点検作業報告書は、作業終了後、作成保管し、求めに応じて野田市に提出すること。

関宿総合公園体育館受水槽清掃業務仕様書

1 業務内容

- (1) 受水槽清掃業務 一式
- (2) 水質検査（10項目）

検 査 項 目	
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	(mg/l)
塩化物イオン	(mg/l)
有機物（全有機炭素の量）	(mg/l)
一般細菌	(個/ml)
大腸菌	
PH値	
臭 気	
味	
色 度	(度)
濁 度	(度)

2 業務回数

年1回

3 作業報告書

点検作業報告書は、作業終了後、作成保管し、求めに応じて野田市に提出すること。

関宿総合公園体育館舞台演出照明設備保守点検業務仕様書

1 一般事項

体育館サブアリーナの舞台演出照明設備が正常に稼動するよう、計画的に適切な点検調整を行うこと。

【点検共通事項】

- (1) 各機器の外観確認と清掃
- (2) 各機器の動作機能の確認
- (3) 取付部の確認と増締め
- (4) 部品交換を要さない軽微な故障修理
- (5) 設備全体の総合調整

【点検項目】

(1) 調光設備

- ① 調光盤 1式
- ② 照明操作卓 1式
- ③ 照明操作パネル 1式

(2) 舞台照明器具

- ① サスペンションライト 1列

ア フライダクト (連結端用、電源部)	数量3
イ フライダクト (連結中間用、電源部)	数量3
ウ 1500Wハロゲンフレネルスポットライト	数量6
エ 1500Wハロゲン平凸スポットライト	数量6
- ② ボーダーライト 1列

ア 200W×9灯用 (電源取口用)	数量3
イ 200W×9灯用 (連結用)	数量3
- ③ ロアーホリゾンライト 5台

2 点検回数

定期点検 年1回 (外観・機能・総合)

3 点検作業報告書

点検作業報告書は、作業終了後、作成保管し、求めに応じて野田市に提出すること。

関宿総合公園体育館照明制御装置保守点検業務仕様書

1 保守点検概要

関宿総合公園体育館に設置してある照明制御装置（TOTAL INK-L10 3系統）の保守点検業務を行う。

2 保守点検内容

保守点検作業の内容は照明監視装置及び副操作盤とし、下記の点検項目について保守点検を行うこと。

照明制御装置（TOTAL INK-L10）点検項目

点検対象機器	点検仕様	保守点検作業内容	周期	備考
照明監視装置 (センター装置内) 電源部	機能外観	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1次供給電源の電圧測定 ・ 2次電源の電圧測定 中央処理装置用 5V 伝送信号用 24V ・ 清掃、増し締め 	1年	注) 1
操作部	機能外観	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個別発停操作（許可を得て実施） LCD画面より操作し、動作を確認 ・ 設定変更操作（許可を得て実施） スケジュール、グループ等の設定変更動作を確認 ・ テンキー、タッチパネル操作確認 ・ 清掃、増し締め 	1年	
中央処理装置 (CPU)	機能外観	<ul style="list-style-type: none"> ・ 清掃、増し締め ・ 動作表示の確認 CPUボードのLED表示確認 通信ボード（RS232-C）のLED確認 伝送ボードのLED確認 	1年	
制御ユニット (個別、グループ)	機能外観	<ul style="list-style-type: none"> ・ 清掃、増し締め ・ 表示LED点灯確認 ・ 警報時動作確認 	1年	
フロッピーディスク ドライブ	機能外観	<ul style="list-style-type: none"> ・ 清掃、FDDクリーナー使用 ・ 動作確認 データバックアップし確認 	1年	
メッセージプリンター (パネルタイプ)	機能外観	<ul style="list-style-type: none"> ・ 清掃 ・ テスト印字及び警報試験時印字確認 	1年	

監視機能 ファシリティ	機能点検	<ul style="list-style-type: none"> ・警報履歴確認（対応機種）主にシステム異常の確認 ・最新データ保存、1/0データ・設計データ 	1年	
副操作盤 （センター装置内） 電源部 操作部	機能外観	<ul style="list-style-type: none"> ・1次供給電源の電圧測定 ・2次電源の電圧測定 中央処理装置用 5V 操作部 5V ・発停操作（許可を得て実施） ・清掃、増し締め 	1年	注) 1

注) 1 電源部は消耗品扱い（5年毎に交換）

3 点検回数

定期点検（総合点検） 年1回

4 点検作業報告書

点検作業報告書は、作業終了後、作成保管し、求めに応じて野田市に提出すること。

関宿総合公園体育館自動ドア保守点検業務仕様書

1 機種

ナブコDS型自動ドア開閉装置 2台

2 点検回数

定期点検 年2回（6ヶ月に1回）

3 一般事項

自動扉の運転状況を良好に維持するため、計画的に適切な点検調整を行うこと。

(1) 保守点検整備の対象

- ① 自動ドア動力部装置
- ② 自動ドア装置（本体）
- ③ 自動ドア制御部装置
- ④ 自動ドア操作スイッチ及び制御スイッチ

(2) 保守点検整備項目

- ① 自動ドア装置各部の点検及び調整
- ② 自動開閉速度、クッション作動の異常有無、点検及び調整
- ③ 自動ドア装置の電気回路の異常有無、点検及び調整
- ④ 潤滑油不足の有無、点検及び補充
- ⑤ 扉の開閉時、何かと当たっていないか、もしくはすれていないか等、扉のチリ合わせ調整
- ⑥ 消耗の激しい部品が無い点検
- ⑦ その他自動ドア装置における各部品の点検及び調整

4 点検作業報告書

点検作業報告書は、作業終了後、作成保管し、求めに応じて野田市に提出すること。

関宿総合公園体育館床ウレタン塗装業務仕様書

- 1 施工場所
メインアリーナ・サブアリーナ（総床面積2, 111㎡）
- 2 業務回数
年1回
- 3 使用ウレタン
和信化学工業(株) アクレックスNo.3500フロアもしくは同等品以上のもの

- 4 作業内容
水性ポリウレタン1液型塗布（1回塗り）

【事前】

- (1) 床面調査
事前に床面の調査を行い、補修等必要箇所・床面の状態確認を行うこと。

【施工】

- (1) ダस्टィング
作業に入る前にモップにて清掃を行い、大きなゴミを取る。環境に配慮し、油分は洗浄により排除する。シンナー等の溶剤は使用しないこと。
- (2) 目粗し・清掃作業
ポリッシャー・パット（#100～120）等を用いて研磨粉が発生しないよう十分配慮し、床面の汚れ落としと目粗しを行うこと。
※ 機械の届かない部分は手作業で行うこと。
- (3) 床面最終チェック
汚れ落とし及び目粗し後、再度床面の確認をし、汚れが残っている場合、速やかに汚れを落とすこと。
- (4) コートライン塗装
コートラインが消えているところは同色で補修すること。
- (5) コーティング
アクレックス3500原液を計量カップにとり、床面平米あたり100gを直接均等に撒き、アプリケーション等を用いて床面に塗布していくこと。（ウレタンに気泡ができないように注意すること。）
作業の際、塗り溜まり・塗り残しがないよう注意しながら塗布すること。
※ ただし、1回の塗布作業はダボ栓の幅を基準とし縦1.2から1.5メートル×横5～6メートルとすること。
※ 塗料原液は水で希釈しないこと。
- (6) 乾燥養生
ウレタン塗膜が乾燥するまで人の出入りを禁止し、乾燥させること。
※ フロア使用可能になるまで養生させること。

関宿総合公園体育館トレーニング指導業務仕様書

1 業務内容

(1) トレーナー業務

- ① トレーニングルームの利用者登録の受付、説明、管理
- ② トレーニングルームの利用者講習会（休館日を除く毎日）
 - ・講習会参加者の受付、説明
 - ・トレーニングルームを利用する際の説明（受付から退館までの流れ）
 - ・機器の利用説明
 - ・各教室の説明
 - ・健康体力づくりに関する情報提供
- ③ トレーニングルームの運動器具等の日常点検、清掃、簡易修繕
- ④ 利用者に対する機器の利用説明、指導、監督
- ⑤ トレーニングルーム利用に関するチラシ及びプログラムチラシ作成
- ⑥ その他指導に関する一切の業務
- ⑦ 健康体力づくりに関する情報提供

(2) インストラクター業務

- ① 健康体操及び矯正体操指導（エアロビクス、ストレッチ、ダンベル体操等）を、1日に1回30分で5回以上実施すること。

（参考）現在行っている時間、内容

	日	火	木
11:00～11:30	エアロビクス	エアロビクス	エアロビクス
11:30～12:00	ストレッチ	ダンベルエクササイズ	ストレッチ
14:00～14:30	エアロビクス	エアロビクス	エアロビクス
14:30～15:00	ダンベルエクササイズ	ストレッチ	ダンベルエクササイズ
18:00～18:30	エアロビクス	エアロビクス	エアロビクス

- ② 運動処方（個別カウンセリング）
- ③ 個別プログラム指導、相談
- ④ 相談記録の管理

2 業務日

- (1) トレーナー業務 休館日を除く毎日
- (2) インストラクター業務 毎週日・火・木曜日（休館日に当たる時は代替日に行う）

3 業務時間

1日8時間 午前10時から午後7時まで（休憩1時間）

4 業務日誌

業務日誌は、業務日に毎回作成保管し、求めに応じて野田市に提出すること。

関宿総合公園体育館害虫等防除業務仕様書

1 業務内容

「野田市の施設等における農薬・殺虫剤等の適正使用に係る基本指針」に基づき、防除責任者を定めるとともに、施設の状況により「農薬・殺虫剤等の適正使用マニュアル」を作成して、適性に防除を行うこと。

2 業務回数

年1回

関宿総合公園体育館マット及びモップの管理業務仕様書

1 業務内容

利用者に対して不快感を与えないよう、体育館内の良好な衛生状態を保つため、マット及びモップを設置し、定期的に洗浄及び交換等行う。

2 設置品

設置場所	規格等(単位cm)	数量	周期
風除室	マット(75×180)	2	2週間
エントランスホール	マット(90×120)	2	2週間
エントランスホール	マット(90×300)	2	2週間
北出入口	マット(90×120)	1	4週間
1F2Fトイレ	マット(75×90)	4	4週間
シャワー室	マット(90×145)	2	4週間
メインアリーナ倉庫	モップ 90cm	15	4週間
サブアリーナ 倉庫	モップ 90cm	5	4週間

関宿総合公園体育館特定建築設備定期検査報告委託業務仕様書

1 調査方法

千葉県建築設備定期検査要領に従い検査すること。

2 実施回数

年1回（8月）

3 提出書類

- | | |
|---|-----------|
| (1) 定期検査報告書
（昇降機等以外の建築設備等） | 2部（正1・副1） |
| (2) 定期検査報告概要書
（昇降機等以外の建築設備等） | 2部（正1・副1） |
| (3) 昇降機等以外の建築設備定期検査結果書
（指摘事項がある場合のみ提出） | 2部（正1・副1） |
| (4) 建築設備定期検査項目表 | 1部 |

4 提出先

野田市自然経済推進部スポーツ推進課

関宿総合公園体育館特定建築物定期調査報告委託業務仕様書

1 調査方法

千葉県建築物定期調査要領に従い調査すること。

2 実施時期

3年に1回（令和5年7月、令和8年7月）

3 提出書類

- | | |
|-----------------------------------|-----------|
| (1) 定期調査報告書 | 2部（正1・副1） |
| (2) 定期調査報告概要書 | 2部（正1・副1） |
| (3) 建築物定期調査結果書
（指摘事項がある場合のみ提出） | 2部（正1・副1） |
| (4) 建築物定期調査表 | 1部 |

4 提出先

野田市自然経済推進部スポーツ推進課

関宿総合公園体育館運動器具保守点検業務仕様書

1 点検内容

- (1) 器具の油汚れ（摩擦部を含む）
- (2) チェーンの磨耗
- (3) ワイヤーの傷
- (4) 滑車の磨耗
- (5) ボルト、ネジの緩み及び変形
- (6) 枠のゆがみ
- (7) カバーの亀裂やはがれ
- (8) 床金具、天板の開閉具合
- (9) 接続部破損
- (10) 電気系統の不具合

※点検結果に応じて清掃、注油及び調整等の措置を講じること。

2 業務回数

年1回

3 点検器具

名 称	数 量
バスケット台	2 対
ランニングマシン	3 台
エアロバイク	7 台
コンビネーションマシン	1 台
ベルトバイブレーター	1 台
ツイストマシン	1 台
アブドミナルボード	2 台
アブドミナルボードラダー	1 台

4 点検作業報告書

点検作業報告書は、作業終了後、作成保管し、求めに応じて野田市に提出すること。

関宿総合公園電気設備保安管理業務仕様書

1 自家用電気工作物の概要

- (1) 事業所名 野田市関宿総合公園
- (2) 所在地 野田市平井401
- (3) 設備容量 750キロボルトアンペア
- (4) 受電電圧 6600ボルト

2 業務内容

野田市関宿総合公園の自家用電気工作物の工事、維持及び運用の保安を確保するため、電気事業法第43条の電気主任技術者の選任、電気事業法第42条第1項の規定に基づき定める保安規程により当該電気工作物の保安管理業務を行う。

3 特記事項

保安管理業務を行うにあたり、原則として次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 自家用電気工作物の維持・管理の主体であり、当該電気工作物について電気事業法第39条第1項の義務を負うものとする。
- (2) 自家用電気工作物の工事、維持及び運用の保安を確保するにあたり、電気主任技術者として選任する者の意見を尊重しなければならない。
- (3) 自家用電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者に電気主任技術者がその保安のためにする指示に従わなければならない。
- (4) 電気主任技術者として選任する者に、自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督の職務を誠実に行わせなければならない。

関宿総合公園空調機定期点検業務仕様書

1 業務概要

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に基づき、野田市関宿総合公園体育館に設置されている空調機3台の点検を行う。

2 点検内容

- (1) 簡易点検 四半期（3か月）に1回以上
機器ユーザーまたは専門業者に依頼して行うこと。
- (2) 定期点検 3年に1回以上（令和5年、令和8年）
機器ユーザーまたは専門業者に依頼して行うこと。

3 フィルター清掃

施設の職員は、フィルターの汚れ等に応じて適時清掃を実施する。

※施設の職員によるフィルター清掃とは別に、清掃業者によるフィルター清掃を年2回実施する。（野田市が予算計上し、業務委託する。）

4 特記事項

- (1) 簡易点検、清掃及び定期点検の記録はともに保管すること。
- (2) 記録は求めに応じ野田市に提出すること。
- (3) 定期点検は、高圧ガス製造保安責任者や冷凍空調機器技術士の資格を有する者が行うこと。

関宿総合公園浄化槽保守点検業務仕様書

1 浄化槽

- (1) 計画処理汚水 し尿及び雑排水
- (2) 計画処理人数 30人
- (3) 処理方式 接触ばっき方式

2 業務内容

- (1) 浄化槽清掃 年1回
- (2) 保守点検回数 年4回
- (3) 消毒減菌
- (4) 水質分析
- (5) 浄化槽法第11条に基づく法定検査 年1回
- (6) その他 汲み取り、消耗品、雑費一式

3 報告事項

毎回業務完了後、合併浄化槽保守点検記録票、計量証明書を作成保管し、求めに応じて野田市に提出しなければならない。

4 関係法令の遵守

浄化槽の保守点検にあたっては浄化槽法、千葉県浄化槽取扱指導要綱、その他の関係法令に従い、浄化槽の正常な機能を維持するため必要な措置を講じること。

関宿総合公園景観維持業務（除草・清掃）仕様書

1 業務目的

公園の景観維持

2 業務内容

公園内の低木植込みの抜根除草、広場部分の機械除草、公園内の清掃、体育館周辺の芝刈り作業及び抜根除草

[作業標準仕様表]

○関宿総合公園全般

作業名	種別	月回数 (回)	備考
除 草	機 械	4	4月～11月
	人 力	12	4月～11月
清 掃		毎日	

○体育館周辺

作業名	種別	月回数 (回)	備考
除 草	人 力	8	4月～11月
	機 械	2	4月～11月

3 その他

- (1) 草等の堆肥化可能なものは、堆肥センターへ搬入すること。
- (2) 除草等により発生したごみを分別し、仕様書別紙2、別紙3により処分すること。

関宿総合公園景観維持（樹木剪定）業務仕様書

- 1 業務目的
公園の景観維持
- 2 業務内容
公園内の垣根の刈込み、樹木剪定

[作業標準仕様表]

○関宿総合公園全般

作業名	種別	年回数	備考
垣根の刈込み・ 樹木剪定	機 械・ 人 力	1 2回	4月～3月

○体育館周辺

作業名	種別	年回数	備考
垣根の刈込み・ 樹木剪定	機 械・ 人 力	1 2回	4月～3月

- 3 その他
剪定枝等の堆肥化可能なものは、堆肥センターへ搬入すること。

関宿総合公園夕日ヶ丘除草業務仕様書

1 業務内容

夕日ヶ丘の緑地の良好な環境維持のため、除草及び芝刈りを実施する。
また、機械刈りが適さない部分については、手刈りを行うこと。

(1) 機械刈除草処分

(2) 除草面積

8,490㎡

(3) 除草回数

年3回(6月・8月・11月)

関宿総合公園夕日ヶ池大賀ハス栽培管理業務仕様書

1 業務内容

夕日ヶ池の良好な環境を維持し、千葉県天然記念物である大賀ハスが正常に開花するよう、適切な栽培管理を行う。

【年間作業内容】

作業内容	時 期	期 間
<ul style="list-style-type: none"> ・球根（蓮）掘り起こし、回収 ・球根の洗浄及び消毒作業 ・荒木田土への肥料散布（1回目） ・栽培地への土の補充及び代かき 	2月中旬	適 時
<ul style="list-style-type: none"> ・球根の選定及び植え込み 	2月下旬	適 時
<ul style="list-style-type: none"> ・肥料散布（2回目） ・カモ対策の網の設置 	3月	適 時
<ul style="list-style-type: none"> ・肥料散布（3回目） 	4月	適 時
<ul style="list-style-type: none"> ・桝の中の消毒（藻、苔の除去） 	5月上旬	適 時
<ul style="list-style-type: none"> ・殺虫剤散布 (蕾、葉に付着するアブラムシの駆除) 	5月下旬	随 時
<ul style="list-style-type: none"> ◎開花◎ ・殺虫剤散布 (花、蕾、葉に付着するアブラムシの駆除) 	6月中旬	随 時
<ul style="list-style-type: none"> ・咲き終わったハスの片付け、撤去 	8月上旬	適 時
<ul style="list-style-type: none"> ・夕日ヶ池整備 (循環ポンプ点検、清掃) 	通年	随 時

2 その他

夕日ヶ池噴水装置が良好な状態で運転できるよう、月1回は清掃等を行う。

関宿総合公園簡易専用水道定期検査業務仕様書

1 業務内容

法定定期検査 年1回

2 検査作業報告書

検査作業報告書は、作業終了後、作成保管し、求めに応じて野田市に提出すること。

関宿総合公園灯油貯蔵地下タンク定期点検業務仕様書

1 業務内容

(1) 定期点検

年1回、危険物取扱者又は危険物施設保安員が、灯油貯蔵地下タンクの定期点検を実施し、その記録を3年間保管すること。

(2) 調査

漏洩点検方法の知識、技能を持った資格者が、灯油貯蔵地下タンクの埋設配管気密漏洩検査を3年に1回（令和4年7月及び令和7年7月）を実施し、その記録を3年間保管すること。

※参考 灯油貯蔵地下タンク （容量）1,900リットル、（設置）平成16年8月

関宿総合公園LPガス保安業務仕様書

1 業務内容

(1) 定期点検

①定期供給設備点検

ガス漏れの有無など、調整器からガスメーターの供給設備の点検を行う。

点検回数 4年以内1回

実施時期 令和7年5月31日までに

②定期消費設備調査

ガス器具、給排気、ホース、配管などの消費設備の調査を行う。

調査回数 4年以内に1回

実施時期 令和7年5月31日までに

(2) 点検調査票

点検調査票は、作業終了後、作成保管し、求めに応じて野田市に提出すること。

関宿みんなのスポーツの広場仮設トイレ
賃貸借・維持管理業務仕様書

1 借上物品

- | | |
|-------------------------|------------|
| (1) 完全循環式トイレ（男女兼用 和式）一式 | 1棟 |
| ① 搬入・撤去 | 一式 |
| ② 汲み取り | 1回/月 |
| ③ 点検清掃 | 8回/月（2回/週） |
| ④ トイレトペーパー補充 | 8回/月（2回/週） |
| ⑤ 消臭液追加 | 1回/月 |

2 その他

大雨等により広場が冠水する恐れがある場合は移動すること。

関宿ふれあい広場除草業務仕様書

1 業務内容

広場の緑地・側溝及び駐車場の良好な環境維持のため、除草及び芝刈りを実施し、集草は行わない。

また、機械刈りが適さない部分については、手刈りを行うこと。

(1) 機械刈除草処分

(2) 除草回数

＜広場＞	3月～4月	月2回
	5月、11月	月4回
	6月～10月	月8回

＜側溝＞	5月、9月～11月	月2回
	6月～8月	月4回

関宿ふれあい広場仮設トイレ賃貸借・維持管理業務仕様書

1 借上物品

(1) 完全循環式トイレ（男女兼用 和式）一式	1棟
① 搬入・撤去	一式
② 汲み取り	1回/月
③ 点検清掃	8回/月（2回/週）
④ トイレトペーパー補充	8回/月（2回/週）
⑤ 消臭液追加	1回/月

2 その他

大雨等により広場が冠水する恐れがある場合は移動すること。

関宿少年野球場清掃業務仕様書

1 業務内容

トイレ及び周辺の清掃

※利用者に対して不快感を与えないように、清潔で良好な状態を維持するために、適切な清掃を行うこと。

2 実施回数

週2回

関宿少年野球場除草業務仕様書

1 業務内容

野球場の除草と草刈り、及び樹木の枝おろしと落葉回収

(1) 機械刈除草処分

(2) 除草回数

4月～11月 月1回

関宿少年野球場浄化槽保守点検業務仕様書

1 浄化槽

- (1) メーカー名 ドリコ (株)
- (2) 計画処理污水 し尿及び雑排水
- (3) 計画処理人数 35人
- (4) 計画流入污水 4.8m³/日
- (5) 処理方式 接触ばっき方式
- (6) 放流污水水質 BOD 20mg/l

2 業務内容

- (1) 浄化槽清掃 年1回
- (2) 保守点検回数 年4回
- (3) 消毒減菌
- (4) 水質分析
- (5) 浄化槽法第11条に基づく法定検査 年1回
- (6) その他 汲み取り、消耗品、雑費一式

3 報告事項

毎回業務完了後、合併浄化槽保守点検記録票、計量証明書を作成保管し、求めに応じて野田市に提出しなければならない。

4 関係法令の遵守

浄化槽の保守点検にあたっては浄化槽法、千葉県浄化槽取扱指導要綱、その他の関係法令に従い、浄化槽の正常な機能を維持するため必要な措置を講じること。

関宿少年野球場スポーツトラクター 刈刃交換・整備等業務仕様書

1 車両

三菱マヒンドラ農機 GM331B-T 1台

2 交換部品・数量 (アタッチメント)

(1) 松山フレールモアFNC1402R-0S 1台

①松山部品フレール爪 24枚

②松山部品シャックル 24個

③松山部品専用ボルト 24個

④松山部品専用ナイロンナット 24個

(2) 松山フレールモアFNC1602R-3S 1台

①松山部品フレール爪 40枚

②松山部品シャックル 40個

③松山部品専用ボルト 40個

④松山部品専用ナイロンナット 40個

3 交換回数等

上記部品を用い、刈刃の交換調整を年1回程度行う。また、必要に応じて、オイル交換、整備等もおこなうこと。